

報告書「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」に関するメモ

町野 朔（上智大学法学研究科教授）

## 人クローン胚の倫理的地位と治療クローニング (therapeutic cloning) の倫理

(1) 人クローン胚も人の生命であり、人の萌芽である（「人の生命の萌芽」という表現が不正確であることは、すでに指摘したとおりである）。それはヒト受精胚ではないが、ヒト胚である。人クローン胚がもっぱら研究目的で作成され、個体発生を目的として作られたものでないこと、通常の受精によって生じた胚と生物学的資質を異にするものであることを理由として、人クローン胚にはヒト胚のような倫理的地位を認めることはできないとすることは、人の生命であり、人の萌芽である存在には人の生命の尊厳が認められなければならないとしてきた報告書の基本的前提に反する考え方であり、倒錯した議論である。

(2) 従って、治療クローニングが最初に直面する倫理的問題は、そこからES細胞を樹立する目的でクローン胚というヒトの生命を作ることの許容すべきかである。そのように考える以上、治療クローニングの許容性はヒト胚作成のそれに依存しているのであり、その許容範囲も前者のそれを超えることはできないのは当然のことである。最終報告書は、まず最初に、この論理を明確にしなければならない。この論理の展開は、井村前会長のときに作られ、薬師寺現会長が再三にわたって示して確認した図に示されているので、それを援用することも考えられる。

報告書（第2．ヒト受精胚 3. ヒト受精胚の取扱いの検討 (1) 研究目的のヒト受精胚の作成・利用）は、「ア 生殖補助医療研究目的での作成・利用」を認めるが、「イ 先天性の難病に関する研究目的での作成・利用」は、具体的必要性が認められないとしている。要するに難病治療の目的でヒト受精胚を作成することは認めないのである。しかし、他方では、「難病等に対する再生医療の研究のための人クローン胚の作成・利用」を認める（第3．人クローン胚等の特定胚 3. 人クローン胚の取扱いの検討 (2) 例外的に人クローン胚の作成・利用が認められる研究の検討）。これは、受精胚からES細胞を樹立し再生医療のための組織・臓器を作成しても、拒絶反応が予想される以上、あえてこの目的のために受精胚を新規に作成することを認める必要はないが（余剰胚の使用で足りる）、「自己クローン胚」から作成された組織等についてはこの問題がない以上、認めることができるという論理として理解しなければならない。すなわち、一般の受精胚についても、必要性があれば認められるということを前提としているのである。報告書は、誤解を避けるために丁寧に説明しなければならない。

## ヒト胚研究規制の枠組み

(1) 現在のところ、クローン技術規制法とその委任を受けた「特定胚の取扱いに関する指針」（以下、特定胚指針）が人クローン胚を含めた「特定胚」の作成・研究について、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」（以下、ES指針）が余剰胚を使用して行われるヒトES細胞研究について、産科婦人科学会のいくつかの「会告」がヒト胚の研究を規制している。基本的には現在の規制方式を維持すべきであると思われるが、なお若干の検討を加える。

(2) 治療クローニングを許容するとしたら、これを禁止している特定胚指針の改正が必要となる。モラトリウムを不要とする立場でも、このような法的措置をとることは必要である。モラトリウムを主張する報告書は、さらに、「人クローン胚のヒト胚としての尊重を確保し、人クローン胚の胎内への移植の事前防止のため等の枠組みや未受精卵の提供者である女性を保護するための枠組みを予め整備する必要がある」とする。特に後者については、専門調査会での議論を踏まえて、「女性ボランティア」からの任意の提供をどの範囲で、どのような条件で認めるか、治療のために摘出された卵巣などからの卵子の採取をどのような要件で認めるか、について検討する必要がある。報告書には、モラトリウムが事実上の凍結とならないためにも、モラトリウム解除のための条件をできるだけ明確にする必要がある。

(3) 受精胚の作成・研究に関する産科婦人科学会の自主規制が十分であるかについては、多くの人が疑問に思っているところである。学会員の研究の倫理審査を慎重に行い、その過程の透明性を向上させ、人々の理解を求める努力が同学会には求められているところである。もし、事態の改善が認められないのなら、ES指針のように、国の倫理指針による規制を考えなければならないであろう。それは、ES指針と同様に、総合科学技術会議の意見を聞いて決定される文部科学省の（法令に基づかない）告示で行うということになるとと思われる。これは、研究実施者の段階で行われる第1段審査に加えて、国による2段目の審査を置くことになる。

第1段の審査を、日本産科婦人科学会に委託することを考えるべきである。もちろん、このような第1段審査の前に、各研究実施施設での倫理委員会による審査を行うことは、各施設の自由である。これは、このような研究が多くの施設で行われることが予想されるということだけではなく、次のような考慮による。

- i. 南委員のいわれた医療プロフェッションによる自律を認める。
- ii. IRB によるばらつきがあるという問題を回避できる。
- iii. IRB を自前で持てない研究実施機関もあるので、学会にこれをやってもらうことができる。